

◎新潟県告示第832号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年7月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	1者	羽黒山口442番3ほか17筆 1.6ha
聖籠町	1者	藤寄杉谷内2374番 0.1ha
弥彦村	3者	麓堤上35番ほか43筆 4.5ha
長岡市	1者	中之島高畑鶴島168番ほか20筆 1.2ha
南魚沼市	56者	山谷袖沖896番1ほか572筆 69.5ha
十日町市	3者	桔梗原キ1669番ほか17筆 1.0ha
津南町	1者	下船渡己6266番ほか10筆 2.6ha
柏崎市	1者	西山町別山内越7043番ほか3筆 0.7ha
上越市	4者	上雲寺菖蒲76番ほか202筆 11.2ha
糸魚川市	4者	堀切四石田575番ほか14筆 2.5ha
佐渡市	5者	城腰下新田1830番ほか7筆 1.8ha
合計	80者	916筆 96.7ha

2 申請年月日

平成29年6月28日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。